

特別養護老人ホームスマイルハウス 入退所に係る取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、スマイルハウス管理運営規程第4条第2項にもとづき、特別養護老人ホームスマイルハウス（以下「施設」と言う。）の優先入所(以下「入所」という。)に関する手続き及び入退所の必要性を評価する基準等について定め、入退所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 入所の対象となる者は、要介護度3から5の認定を受けているもので常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

2 要介護1又は2の認定を受けている者のうち、常時介護を必要とし、次のやむを得ない事情(以下「特例入所要件」という。)により居宅において日常生活を営むことが困難である者。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(入所申込みの手続き)

第3条 入所申し込み及び入所決定の手続きは次のとおりとする。

(1) 入所の申込み

ア. 入所の申し込みは、入所希望者又は家族等が特別養護老人ホーム入所申込書（以下「申込書」という。）(様式1)を施設に提出する。なお、申込内容に変更が生じた場合には施設に連絡し、施設が必要と認めた時には再度申込書を提出する。

イ. 入所を希望する本人が要介護1又は2の認定を受けている場合においては、入所の申込みをするにあたって「特例入所の要件」に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由を付記のうえ、申し込む。

(2) 入所申込の受付

ア 施設は申込受付に際し、原則として入所を希望する本人(以下「本人」という)又は家族等と面接のうえ、本人の心身の状況等を確認する。

イ 施設は本人及び家族に対し、この規程に定める入所決定の手続き及び入退所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。

なお、入所を希望する本人が要介護1又は2の認定を受けている場合には、特例入所の

要件についての説明を行う。

ウ 施設は本人から申込書を受け付けた場合には別に備える受付簿（様式 2）にその内容を記載し、管理する。

(3) 調査票及び選考者名簿

施設は、本人から申込書を受け付けた場合には、特別養護老人ホーム入退所決定調査票(以下「調査票」という。)(様式 3)を作成し、優先順位を付けた選考者名簿(様式 4)を調整する。

(4) 特例入所要件の判断

要介護 1 又は 2 の認定を受けている者から申込みされた場合、申込者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するにあたっては、次の取扱いにより入所判定が行われるまでの間に施設と申込者の介護保険者である市町村(以下「保険者市町村」という)との間で情報の共有等を行うこと。

ア 要介護 1 又は 2 の認定を受けている者から申込みがあった場合は、保険者市町村に「特別養護老人ホーム入所希望者に関する報告書」(様式 5)により報告を行う。

イ 施設は当該申込者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するにあたって「特別養護老人ホーム入所希望者に関する意見書」(様式 6)により、保険者市町村の意見を求めることができる。

ウ 保険者市町村は、施設から意見を求められない場合も含め、施設に対し意見を表明することができる。

(入退所検討委員会)

第 4 条 施設は、入所及び退所に係る事務を処理するため合議制の入退所検討委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門員、看護職員、栄養士
入所決定の公平性・中立性が保てる第 3 者委員

(2) 委員会は施設長が招集し、議長となる。緊急やむを得ない事情で施設長が出席できない場合は、施設長が指名した者が議長となる。

(3) 委員会は原則として毎月 1 回開催する。

(4) 委員会は、申込書、調査票、選考者名簿及び保険者市町村の意見(特例入所の場合)等に基づいて入退所の必要性を総合的に検討し、特例入所の要件の該当の有無の決定、入所順位及び入所の決定、入所者にかかる退所の検討等を行う。

(5) 委員会は開催ごとに議事録及び選考者名簿を整備し、5 年間保管しておくものとし、県又は市町村から求められた場合には提出しなければならない。

(6) 施設の職員及び委員会の第 3 者委員は、業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(入所順位の評価基準)

第5条 委員会は、申込者の状況等を総合的に勘案し、入所にかかる優先順位を決定する。

2 次の項目について「入所順位の評価基準」(別表)に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位を付ける。

- ア 本人の状況
- イ 介護者の必要性
- ウ 在宅介護の困難性
- エ 本人の住所地

3 前項の方法で順位づけが困難な場合には、さらに次の項目を順次勘案し、優先順位をつける。

- ア 待機月数(長短の順)
- イ 年齢(高い順)

(施設の受け入れ体制による調整)

第6条 委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できる。

- ア 性別に応じた居室の状況
- イ 認知症に対する施設の受入体制
- ウ 医療行為を必要とする場合の受入体制

(入所順位決定後の手続き)

第7条 施設は、委員会で決定された順位について本人又は家族等へ特別養護老人ホーム入所順位検討結果(様式7)を通知する。

- 2 施設は、本人又は家族等から入所順位の決定等に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。
- 3 本人及び家族等の都合により、「特別養護老人ホーム入所申込取下書」(様式8)が提出された場合には、施設の判断により一定の期間順位を繰り下げる。一定期間経過後入所辞退者から再度の申出がない場合には先行者名簿から削除し、受付簿にその旨記載する。
- 4 施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査表を見直すことができる。

(入所順位決定の特例)

第8条 次の場合には施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所委託及び措置入所委託に準ずる緊急的な事案として福祉事務所から入所の依頼がある場合。
- (2) 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を召集する余裕のない場合
- (3) さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例(条例第70号)第23条に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合

- 2 施設長は上記(1)の理由により例外的に入所順位の決定を行った場合にはその内容を委員会に報告しなければならない。

(退所について)

第9条 委員会は、次の入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討したうえで退所を決定する。

- (1) 要介護状態の改善が認められる場合
 - (2) 平成27年4月1日以降に入所した者のうち、要介護認定で「要介護1又は2」と認定された場合
- 2 委員会は平成27年4月1日以降に入所し、その後要介護認定において「要介護1又は2」と認定された者のうち、特例入所の要件に該当すると認められる者であり、かつその者の心身の状況や退所後の環境等から退所に当たらないと認められる者については、継続して入所することができる。
 - 3 施設は医療行為の必要性が増大し、施設での介護が困難である入所者について、退所を決定することができる。なお、退所を決定した場合においては、委員会に報告を行う。
 - 4 施設は、退所を決定した入所者に対し、速やかに決定を伝えるとともに、決定理由を説明しなければならない。

(退所に関する留意事項)

第10条 退所を検討するにあたり、次の項目に留意する。

- (1) 入所者や家族の意向
- (2) 心身の機能や健康状態の安定性
- (3) 家庭における介護力の安定及び介護環境
- (4) 退所に向けた入所者への支援の方法

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月19日から施行する。

この規程は、平成24年5月27日から施行する。

この規程は、平成27年5月24日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年11月11日に施行し、平成29年8月7日から適用する。